

參考資料

印西市都市マスタープラン策定の経過

	日付	内容	
令和元年度	令和元年7月18日	第1回庁内幹事会	○策定基本方針について ○アンケートの実施について
	令和元年7月29日	第1回庁内本部会	
	令和元年8月6日	第1回策定委員会	
	令和元年10月31日	第2回庁内幹事会	○現行計画の検証について ○都市づくりの主な現況と課題について
	令和元年11月13日	第2回庁内本部会	
	令和元年12月17日	第2回策定委員会	
	令和2年2月3日	第3回庁内幹事会	○全体構想案について
	令和2年2月4日	第3回庁内本部会	
	令和2年2月21日	第3回策定委員会	
令和2年3月9日	印西市 都市計画審議会		
令和2年度	令和2年7月17日 ～ 令和2年7月27日	第4回庁内幹事会 (書面開催)	○都市マスタープラン(案)について
	令和2年8月3日	第4回庁内本部会	
	令和2年8月11日	第4回策定委員会	
	令和2年9月28日 ～ 令和2年10月5日	第5回庁内幹事会 (書面開催)	
	令和2年10月19日	第5回庁内本部会	
	令和2年10月30日	第5回策定委員会	
	令和2年11月16日 ～ 令和2年12月15日	パブリックコメント	○パブリックコメント実施 (市内公共施設、ホームページ)



	日付	内容	
令和2年度	令和2年12月24日 ～ 令和3年1月8日	第6回庁内幹事会 (書面開催)	○都市マスタープラン(案)について
	令和3年1月19日	第6回庁内本部会	
	令和3年1月22日	第6回策定委員会	
	令和3年2月2日	印西市 都市計画審議会	○都市マスタープラン(案)について
	令和3年3月	都市マスタープラン 策定・公表	○都市マスタープランの策定・公表



印西市都市マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 印西市都市マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を策定するため、印西市都市マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、印西市都市マスタープランの策定に関し、検討及び協議を行う。

(委員)

第3条 策定委員会は、印西市都市マスタープランの策定に関し、検討及び協議を行う。

(1) 印西市都市マスタープランの策定に関し知識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、印西市都市マスタープランの策定が完了するまでとする。

(会長等)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(庶務)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、印西市都市マスタープランを策定した日をもって、その効力を失う。



印西市都市マスタープラン策定委員会委員名簿

氏名	所属	役職
会長 大崎 淳史	東京電機大学	准教授
副会長 吉村 彰	東京電機大学	名誉教授
米井 絹恵	印西市農業委員会	
浅野 敏一	特定非営利活動法人 印西市観光協会	副理事長
小名木 茂子	印西市社会福祉協議会	副会長
小幡 和男	印西市商工会	副会長
南木 宏和	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部宅地業務部 業務管理課	課長
井関 和朗	市民公募	
堀川 定士	市民公募	
小林 達也 (麻生 雅通)	千葉県印旛土木事務所	次長
松田 光司	千葉県企業局土地管理部 土地事業調整課	副参事(兼) ニュータウン事業室長

注：() は前任者



印西市都市マスタープラン策定庁内本部会設置要領

(設置)

第1条 印西市都市マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を策定するため、印西市都市マスタープラン策定庁内本部会（以下「本部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 印西市都市マスタープランの策定に係る調査研究及び連絡調整に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、印西市都市マスタープランの策定に関し必要な事項

(組織等)

第3条 本部会に本部会長を置き、都市建設部長の職にある者をもって充てる。

- 2 本部会長は、本部会を代表し、会務を統括する。
- 3 本部会の構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部会長に事故があるときは、本部会長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部会の会議は、本部会長が招集し、議長となる。

- 2 本部会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 基本的事項の調査研究等を行うため、本部会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会に幹事会長を置き、都市建設部都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会長は、幹事会を代表し、会務を統括する。
- 4 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる職にある者及び農業委員会事務局長にある者が指名する職員をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 幹事会長に事故があるときは、幹事会長があらかじめ指名した幹事会の構成員がその職務を代理する。
- 7 幹事会の構成員が、やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ、その者が指名した所属職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部会及び幹事会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会及び幹事会の運営等に関し必要な事項は、本部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。



(失効)

- 2 この要領は、印西市都市マスタープランを策定した日をもって、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

総務部長 企画財政部長 市民部長 環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 教育部長 上下水道部長 農業委員会事務局長
--

別表第2（第5条）

防災課長 企画政策課長 交通政策課長 財政課長 シティプロモーション課長 資産経営課長 市民活動推進課長 市民安全担当課長 環境保全課長 クリーン推進課長 商工観光課長 農政課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 障がい福祉課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 スポーツ振興課長 都市計画課長 開発指導課長 建築指導課長 都市整備課長 土木管理課長 建設課長 下水道課長 教育総務課長 学務課長 生涯学習課長 水道課長 印旛支所市民サービス課長 本埜支所市民サービス課長 農業委員会事務局長が指名する者



用語解説

あ行

○ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略。

○空家等対策の推進に関する特別措置法

年々増加する空家等について、国及び市町村が空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた法律のこと。

○印西市総合計画、印西市基本構想

総合計画は、本市の目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針として定めるものであり、本市の最上位計画となるもの。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されている。

基本構想は、本市が総合的かつ計画的な行政運営を進めていくための長期的なまちづくりの指針として定めるもので、めざすべき将来都市像を描き、それを実現するための「政策大綱」を示すもの。目標年度は、令和12年度。

○印西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づく計画で、千葉県が広域的見地から、都市計画区域を対象に定める、都市計画に関する基本的な方針。長期的な視点に立ったうえで、都市の将来像を明確にし、その実現に向けて、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」「主要な都市計画の決定の方針」を定める。

○印西地区環境整備事業組合

印西市、白井市及び栄町をもって組織される特別地方公共団体で、一般廃棄物の収集運搬及び処理、墓地、火葬場の運営、平岡自然の家の運営などを行っている。

○液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液状化になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管など）が浮き上がったりすること。



○SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な目標（サステイナブル デベロップメント ゴールズ）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成される。

○NPO (Non Profit Organization)

非営利団体（ノンプロフィット オーガナイゼーション）の略。NPOは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

○えんたいごう掩体壕

飛行場に駐機する軍用機を上空の敵機の攻撃から守るために作られた格納庫で、太平洋戦争末期、米軍による本土空襲が激しくなる状況で、全国の軍用飛行場に構築されたもの。

○沿道型の商業施設

幹線道路などの沿道に立地している商業施設のこと。一般的に駐車場が広く確保されるなど、自動車利用者の利便性を高めた商業施設の形態のこと。

○屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出または表示されたもの。

か行

○冠水

洪水による氾濫によって、田畑や道路などが水に浸ること。

○幹線道路

周辺都市との間を結ぶ道路や都市内の道路網を形成する道路のこと。



○北千葉道路建設促進期成同盟

首都圏北部と成田国際空港間のアクセスが大幅に向上する新たなルート「北千葉道路」の整備促進を図ることを目的に設立され、北千葉道路沿線の7市（市川市・船橋市・松戸市・成田市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市）の首長及び議会議長が構成員となっている。

○急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さが5メートル以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及び近接地のこと。

○協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。本市では、市民活動推進条例の中で、「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定義している。

○共同溝

道路の地下に設置するトンネル状の施設で、従来個別に埋設または架空配線されていた上水道管、電力・電話・有線テレビジョンのケーブル、地域冷暖房用配管などを収容している。

○居住環境

住まいを取り巻く周囲の環境のこと。

○区域区分

都市計画法に基づく制度で、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な整備による市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けること。

○区画線

交通の安全・円滑に資するために、路面上にペイントなどで描かれた記号や文字による標示を示す。道路標示とは異なり、基本的に交通の規制や指示の効力は有しない。

○組合施行による土地区画整理事業

宅地について所有権又は借地権を有する者（7人以上）が設立する土地区画整理組合により土地区画整理事業を実施するもの。



○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

○経営耕地面積

農家（個人・法人を含む）が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積のこと。

○建築協定

建築物の用途や形態などに関する土地の所有者などの自主的協定で、住宅地の環境の維持や商店街の利便性の維持などを目的に、区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を定め、協定を結ぶことができる。

○建築形態規制

建築基準法に基づく建築物の形態に関する規制で、「容積率」、「建ぺい率」、「道路斜線制限」、「隣地斜線制限」、「日影規制」などがある。

○公共公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称のこと。一般的には教育施設、官公庁施設、コミュニティ施設などをいう。

○交通結節点（交通結節機能）

駅や駅前広場など、鉄道やバスなどの交通手段が相互に結びつく役割を担う場所を「交通結節点」といい、この役割を「交通結節機能」という。

○コミュニティバス

地方公共団体などが、まちづくりなど住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進などを通じた「まち」の活性化などを目的として、自らが主体的に運行を確保するバスのこと。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・少子高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、都市の居住者が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。



さ行

○再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができる」として規定されるエネルギーで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがある。資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が小さい。

○市街化区域

都市計画法に基づく制度で、すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域のこと。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく制度で、自然環境や農地などを保全するため、市街化を抑制すべき区域のこと。

○市街地開発事業

都道府県や市町村、地権者による組合などが事業主体となって、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、良好な市街地を計画的かつ一体的に整備する事業のこと。本市で都市計画決定されている新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業のほか、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業がある。

○市街地環境

住宅地や都市施設が整えられ、多様性の高い商業施設や業務施設を有する環境のこと。

○自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園のこと。

○自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査（農林業センサス）期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。



○循環型社会

資源の消費を減らすとともに、廃棄されるものを少なくし、リサイクルなどにより循環して有効活用することで、環境負荷をできる限り減らしていく社会のこと。

○将来人口フレーム

将来の人口規模を具体的に設定した数値の枠組みのこと。

○新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発法に基づく都市計画事業で、居住環境の良好な住宅用地及び業務用地を計画的に供給することを目的として行われる全面買収方式の宅地開発事業。千葉ニュータウンのほか、千里ニュータウン、多摩ニュータウンなどがある。

○浸水想定区域（洪水浸水想定区域）

洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

○浸透マス

雨水を敷地内の地面に浸透させ、雨水流出を抑制させる設備のことで、水害の軽減や水循環サイクルの保全などが期待される。

○生活道路

通学や買い物など、市民の日常生活に密着した身近な道路のこと。

○生産緑地地区

生産緑地法に基づく制度で、良好な都市環境の形成を目的に、市街化区域内における都市機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全するため指定するもの。

生産緑地地区に指定されると、相続税の納税猶予の特例などの措置が設けられている一方、農地などとして維持するため、建築物の建築などの行為制限が設けられている。



○生物多様性

多種多様な生き物が互いに関連しあいながら存在している状態を指す。種の多様性（多くの種が存在する状態）だけでなく、生態系の多様性（森林や河川など様々な環境が存在する状態）や遺伝子の多様性（同じ種の中にも形や色の個性がある状態）といった概念を含む。

た行

○地区計画

都市計画法に基づく制度で、住民の合意に基づき、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。地区計画では、地区の目標や方針のほか、道路や公園などの施設の配置、建築物の用途、形態など、地区の特性に応じた独自のまちづくりのルールを定めることができる。

○透水性舗装

道路などの舗装面で、雨水が地中に浸透することのできる舗装のこと。水はねの防止や下水・河川への雨水流出抑制、都市における水の循環を促す効果が期待される。

○道路反射鏡

見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない場所にいる車や歩行者の存在を知らせてくれるもの。

○特定生産緑地

平成30年に施行された改正生産緑地法により、生産緑地地区の指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を10年延期するものであり、生産緑地の所有者などの同意を得たうえで、生産緑地の指定から30年を経過する日までに、市が指定を行う。

○都市環境

住宅地や都市施設が整えられた環境のこと。

○都市機能

都市が持つ機能で、行政、商業、産業、業務、交通、教育・文化・娯楽、医療・福祉などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。



○都市基盤整備

市民の生活や企業などの経済活動を支えるために必要となる学校、病院、道路、橋梁、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話などの社会的・経済的な施設・設備を整備すること。

○都市計画提案制度

平成14年の都市計画法の改正により創設された新しい制度のこと。住民などがより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度として創設されたものであり、土地所有者やまちづくりNPO、都市再生機構などが、一定の条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案ができる。

○都市計画道路

都市計画で定める都市施設のひとつで、都市計画決定された道路のこと。都市計画道路は、都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成するなどの機能があり、都市活動上、重要な都市施設のこと。

○都市計画法

都市計画の内容及びその手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

○都市公園

都市公園法に位置づけられた公園または緑地で、具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地などがある。

- 街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
- 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
- 地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
- 総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
- 運動公園：都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。



- ・都市緑地：主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。

○都市施設

道路などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、水道・電気などの供給処理施設など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するための施設のこと。都市施設のうち、重要性、必要性の高い施設については、都市計画に定めることができる。

○土砂災害警戒区域

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づいて、土砂災害が発生した場合に住民などの生命または、身体に危害を生ずる恐れがあると指定された区域。

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域において、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ、住民などの生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると指定された区域。

○土地区画整理事業

都市計画区域内の土地において、宅地の利用の増進や公共施設の整備改善を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

施行者は、施行前に地権者が保有していた宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境などが照応するよう換地を行うが、道路、公園などの公共施設の整備のために必要な公共用地と事業費を生み出すために必要な保留地は、地権者からの土地の一部提供により確保する。

○土地持ち非農家

耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有しているが、経営耕作面積が10a未満でかつ農産物販売金額が15万円未満の世帯のこと。

○利根川東遷事業

江戸を利根川の水害から守り、新田開発を推進することや、舟運を開いて東北と関東との交通・輸送体系を確立することなどを目的に、近世初頭から行われた河川改修工事のこと。



な行

○内水はん濫

平坦な土地に強い雨が降ると、雨水がはけきらずに地面に溜まることで、低いところには周囲から水が流れ込んできて浸水の規模が大きくなる。排水用の水路や小河川は水位を増して真っ先に溢れ出して起きる洪水のこと。

○長門川水道企業団

印西市及び栄町をもって組織される事業体で、長門川周辺の農村地帯と栄町全域を計画給水区域とした給水事業を行っている。

○農業従事者

満15歳以上の世帯員のうち、調査（農林業センサス）期日前1年間に自営農業に従事した者のこと。

○農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく制度で、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用のため、農業の振興を図る必要があると認められる地域について、都道府県が指定する。

市町村は、「農業振興地域整備計画」を定め、農用地区域の設定及びその用途区分、農業生産基盤の整備・開発に関する事項などを定めている。

○農用地区域

「農業振興地域整備計画」で定める、将来にわたって農業のために利用していくべき土地の区域のこと。区域内の土地については、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地のいずれかに指定され、住宅や店舗などの開発が制限される。

は行

○バリアフリー

高齢者や障害者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関わる障壁（バリアー）を取り除いていくこと。

具体的には、公共施設の建築物や道路、住宅などにおける段差の解消、車椅子での通行可能となるような出入り口、廊下、歩道における幅員の確保、手すり、点字ブロック、点字案内板の設置や手話サービスの充実などが挙げられる。



○販売農家

経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家のこと。

○PPP (Public Private Partnership)/PFI (Private Finance Initiative)

PPPは、公民連携：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公民がパートナーを組んで公共サービスの提供を行う、公民協力の形態のこと。

PFIは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考えである。

○ふくしやねつ輻射熱

熱源から放たれる熱のうち、個体間の空気などの気体の存在の有無に関わらず、直接赤外線という形で伝わる熱のこと。ここでは、主に地震などにより発生する火災で生じる熱のこと。

や行

○谷津

台地の中に細長い谷が入り込む独特の地形。生物多様性の保全や環境学習の場などの多面的な機能を有する環境要素として注目されている。

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

○用途地域

都市計画法に基づく制度で、将来の都市づくりの方向性や土地利用の現況・動向などを考慮し、住宅系、商業系、工業系など、必要性に応じて13種類の地域を指定することができる。用途地域内では、主に建築基準法令の規定に基づき、種類ごとに建築物の用途や形態などが制限される。

○40戸連たん制度

平成12年の都市計画法の改正により、既存宅地制度の廃止に併せて、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、原則として市街化の促進が抑制されている市街化調整区域においても、一定の要件を満たせば住宅などの建築が可能となる制度のこと。



ら行

○令和元年房総半島台風、東日本台風

令和元年房総半島台風(台風15号)は、関東地方南部や伊豆諸島を中心に暴風、大雨をもたらし、多くの地点で最大風速の観測史上1位の記録を更新し、千葉県では電柱の倒壊や倒木が相次ぎ、最大641,000戸で停電が発生したほか、大雨の影響で浸水被害や土砂災害が発生した。

令和元年東日本台風(台風19号)は、東日本や東北地方の多くの地点で観測史上1位の記録的な大雨をもたらし、河川の氾濫や土砂災害などが相次ぎ、死者104人、行方不明者3人に及び、家屋の全半壊は約33,000棟、浸水家屋は約31,000棟に達した。



印西市都市マスタープラン

発行日 令和3年3月
発行 印西市 都市建設部 都市計画課 計画係
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
TEL 0476-42-5111 (代表)
0476-33-4653 (直通)
URL <http://www.city.inzai.chiba.jp>

裏表紙に掲載している写真について

裏表紙に掲載している写真については、下図のとおりです。



